

障害者自立支援法関係Q & A

分類	質問の内容	回答
障害程度区分	<p>支給量の変更を伴わない障害程度区分の変更のみの申請については、法に規定されていないが、申出があった場合の取扱い如何。</p>	<p>支給量の変更を伴わない障害程度区分の変更のみの申請は、障害者自立支援法第24条に規定する支給決定の変更申請事由に当たらないため、障害者が心身の状況の変化等により障害程度区分の変更を求める旨の申し出を申請行為として認めることはできないが、市町村は、当該申出に基づいて具体的な状況等に関し聞き取り等を行った結果、あらためて障害程度区分の認定を行うことが相当と認められる場合には、職権により障害者自立支援法第21条第1項の規定に基づき障害程度区分の認定を行うことができる。</p>
就労支援	<p>① 新体系移行初年度における就労移行支援体制加算の取扱い如何。</p> <p>② 就労移行支援、就労継続支援事業と、ジョブコーチや各種助成金制度等との関係如何。</p> <p>③ 更生訓練費の取り扱いについて</p>	<p>① 就労移行支援事業及び就労継続支援事業へ移行する事業所において、移行する前年度における職場定着の実績が、就労移行支援体制加算の要件を満たしている場合は、移行初年度から当該加算の対象とすることが可能である。</p> <p>② 本件においては、現在労働担当部局と協議中であり、1月中を目途にお示しすることを予定している。なお、主な検討事項は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 就労移行支援、就労継続支援とジョブコーチの活用範囲 ・ 就労移行支援、就労継続支援とトライアル雇用の活用範囲 ・ 就労継続支援A型事業における特定求職者雇用開発助成金の活用範囲 ・ 就労継続支援A型事業と雇用納付金制度に基づく報奨金、及び各種助成金の活用範囲 <p>③ 更生訓練費については、地域生活支援事業実施要綱（平成18年8月1日付け障発第0810112号「地域生活支援事業の実施について」）により、支給対象者を利用者負担の発生しない者又はこれに準ずる者とする一方、経過的な取扱として平成18年9月末日現在において受給している者については、利用者負担が発生している者においても、3年間は支給対象者とする旨規定しているところであるので、これらの規定に鑑み、よろしくお取り計らい願いたい。</p>

分類	質問の内容	回答
サービス利用計画作成費	地域生活移行した者の支給期間について	<p>施設等からの退所・退院に伴い、一定期間、集中的に支援が必要として計画作成対象障害者等と認められた者の支給期間については、障害者自立支援法施行規則第三十二条の三第四項第一号により6か月の範囲内とされているが、原則として一回更新できる（あらためて申請が必要）こととする。</p> <p>なお、当該計画作成対象障害者等が、単身等で自ら適切にサービス調整できない等の要件により計画作成対象障害者等と認められる場合は、あらたな申請に基づき、それを要件として対象者とすることも可能である。</p>
障害児関係	<p>6月26日の障害保健福祉主管課長会議において示されている「保護者の虐待等により、入所が必要であるにもかかわらず利用契約の締結が困難と認められる場合」の虐待『等』の部分について具体例を示されたい。</p>	<p>6月に示した三つの措置の条件は、保護者と契約を結ぶことができない（保護者が施設利用に同意しない）が、障害児施設に入所させなければならないケースを想定したものであり、各自治体において適切に判断されていると考えているが、下記の事例も虐待等の解釈として考えられるので、参考にされたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 親が養育を拒否（親に対する指導を児童相談所が行っても、改善されない場合を想定）している場合 ・ 親が障害を受容できず、健常児と同じ育児に固執し、児童に悪影響を与える場合 ・ 家庭環境の問題によって、児童を家庭から引き離さなければ、児童の成長に重大な影響を与えると判断された場合 等

分類	質問の内容	回答
その他	障害者自立支援法における入所調整の考え方について	<p>入所調整については、契約制度の下では利用者がサービスを選択することが基本であるが、支援費制度においては、入所希望者数が施設の定員を大きく上回る場合には、サービスの円滑かつ公平な利用のために、都道府県や市町村といった公的な主体による調整が適当であるという考えを示してきたところである。</p> <p>一方、障害者自立支援法においては、相談支援事業の導入に伴い、市町村によるサービス利用のあっせん、調整に関する規定をはじめとする関係規定の整理をしたところ。ただし、公的な主体による入所調整を全く不要とする趣旨ではなく、法第2条第2項第1号及び同条第1項第1号に規定される都道府県や市町村の責務の一環として、地域の実情に応じて実施することを妨げるものではない。</p> <p>したがって、都道府県及び市町村においては、障害者の円滑なサービス利用のために入所調整が必要と認められる場合には、都道府県自立支援協議会や地域自立支援協議会において協議し、これまで入所調整を担ってきた身体障害者更生相談所等が引き続き調整業務を担うことを含め、地域の実情に応じた方法で入所調整を行うことが考えられる。</p> <p>なお、個別の調整に当たっては、利用希望者の意向を踏まえる必要があることは言うまでもない。</p> <p>【参考】入所調整を行う場合の根拠となる規定</p> <p>○障害者自立支援法第2条第1項第1号（市町村の責務） 障害者が自ら選択した場所に居住し、又は障害者若しくは障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該市町村の区域における障害者等の生活の実態を把握した上で、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関、教育機関その他の関係機関と緊密な連携を図りつつ、必要な自立支援給付及び地域生活支援事業を総合的かつ計画的に行うこと</p> <p>○障害者自立支援法第2条第2項第1号（都道府県の責務） 市町村が行う自立支援給付及び地域生活支援事業が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言、情報の提供その他の援助を行うこと</p> <p>○障害者自立支援法に基づく指定障害者施設等の人員及び運営に関する基準第10条 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの利用について市町村又は相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しなければならない</p>

障害者自立支援法関係Q & A

分類	質問の内容	回答
障害程度区分	支給量の変更を伴わない障害程度区分の変更のみの申請については、法に規定されていないが、申出があった場合の取扱い如何。	支給量の変更を伴わない障害程度区分の変更のみの申請は、障害者自立支援法第24条に規定する支給決定の変更申請事由に当たらないため、障害者が心身の状況の変化等により障害程度区分の変更を求める旨の申し出を申請行為として認めることはできないが、市町村は、当該申出に基づいて具体的な状況等に関し聞き取り等を行った結果、あらためて障害程度区分の認定を行うことが相当と認められる場合には、職権により障害者自立支援法第21条第1項の規定に基づき障害程度区分の認定を行うことができる。
就労支援	<p>① 新体系移行初年度における就労移行支援体制加算の取扱い如何。</p> <p>② 就労移行支援、就労継続支援事業と、ジョブコーチや各種助成金制度等との関係如何。</p> <p>③ 更生訓練費の取り扱いについて</p>	<p>① 就労移行支援事業及び就労継続支援事業へ移行する事業所において、移行する前年度における職場定着の実績が、就労移行支援体制加算の要件を満たしている場合は、移行初年度から当該加算の対象とすることが可能である。</p> <p>② 本件においては、現在労働担当部局と協議中であり、1月中を目途にお示しすることを予定している。なお、主な検討事項は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 就労移行支援、就労継続支援とジョブコーチの活用範囲 ・ 就労移行支援、就労継続支援とトライアル雇用の活用範囲 ・ 就労継続支援A型事業における特定求職者雇用開発助成金の活用範囲 ・ 就労継続支援A型事業と雇用納付金制度に基づく報奨金、及び各種助成金の活用範囲 <p>③ 更生訓練費については、地域生活支援事業実施要綱（平成18年8月1日付け障発第0810112号「地域生活支援事業の実施について」）により、支給対象者を利用者負担の発生しない者又はこれに準ずる者とする一方、経過的な取扱いとして平成18年9月末日現在において受給している者については、利用者負担が発生している者においても、3年間は支給対象者とする旨規定しているところであるので、これらの規定に鑑み、よろしくお取り計らい願いたい。</p>

分類	質問の内容	回答
サービス利用計画作成費	地域生活移行した者の支給期間について	<p>施設等からの退所・退院に伴い、一定期間、集中的に支援が必要として計画作成対象障害者等と認められた者の支給期間については、障害者自立支援法施行規則第三十二条の三第四項第一号により6か月の範囲内とされているが、原則として一回更新できる（あらためて申請が必要）こととする。</p> <p>なお、当該計画作成対象障害者等が、単身等で自ら適切にサービス調整できない等の要件により計画作成対象障害者等と認められる場合は、あらたな申請に基づき、それを要件として対象者とすることも可能である。</p>
障害児関係	<p>6月26日の障害保健福祉主管課長会議において示されている「保護者の虐待等により、入所が必要であるにもかかわらず利用契約の締結が困難と認められる場合」の虐待『等』の部分について具体例を示されたい。</p>	<p>6月に示した三つの措置の条件は、保護者と契約を結ぶことができない（保護者が施設利用に同意しない）が、障害児施設に入所させなければならないケースを想定したものであり、各自自治体において適切に判断されていると考えているが、下記の事例も虐待等の解釈として考えられるので、参考にされたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 親が養育を拒否（親に対する指導を児童相談所が行っても、改善されない場合を想定）している場合 ・ 親が障害を受容できず、健常児と同じ育児に固執し、児童に悪影響を与える場合 ・ 家庭環境の問題によって、児童を家庭から引き離さなければ、児童の成長に重大な影響を与えると判断された場合 等

分類	質問の内容	回答
その他	障害者自立支援法における入所調整の考え方について	<p>入所調整については、契約制度の下では利用者がサービスを選択することが基本であるが、支援費制度においては、入所希望者数が施設の定員を大きく上回る場合には、サービスの円滑かつ公平な利用のために、都道府県や市町村といった公的な主体による調整が適当であるという考えを示してきたところである。</p> <p>一方、障害者自立支援法においては、相談支援事業の導入に伴い、市町村によるサービス利用のあっせん、調整に関する規定をはじめとする関係規定の整理をしたところ。ただし、公的な主体による入所調整を全く不要とする趣旨ではなく、法第2条第2項第1号及び同条第1項第1号に規定される都道府県や市町村の責務の一環として、地域の実情に応じて実施することを妨げるものではない。</p> <p>したがって、都道府県及び市町村においては、障害者の円滑なサービス利用のために入所調整が必要と認められる場合には、都道府県自立支援協議会や地域自立支援協議会において協議し、これまで入所調整を担ってきた身体障害者更生相談所等が引き続き調整業務を担うことを含め、地域の実情に応じた方法で入所調整を行うことが考えられる。</p> <p>なお、個別の調整に当たっては、利用希望者の意向を踏まえる必要があることは言うまでもない。</p> <p>【参考】入所調整を行う場合の根拠となる規定</p> <p>○障害者自立支援法第2条第1項第1号（市町村の責務） 障害者が自ら選択した場所に居住し、又は障害者若しくは障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該市町村の区域における障害者等の生活の実態を把握した上で、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関、教育機関その他の関係機関と緊密な連携を図りつつ、必要な自立支援給付及び地域生活支援事業を総合的かつ計画的に行うこと</p> <p>○障害者自立支援法第2条第2項第1号（都道府県の責務） 市町村が行う自立支援給付及び地域生活支援事業が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言、情報の提供その他の援助を行うこと</p> <p>○障害者自立支援法に基づく指定障害者施設等の人員及び運営に関する基準第10条 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの利用について市町村又は相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しなければならない</p>